

# 大会決議

政府は、昨年12月に、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、17項目の基本方針を決定し、それに基づき、「障害者自立支援法」は廃止することが決まりました。同時に新法「障がい者総合福祉法（仮称）」制定への取り組みが始まり、6月には障がい者制度改革の基本的な方向（第一次意見）の取りまとめが発表されています。

私たちは、障がいのある人とその家族が、あらゆるライフステージにおいて安心して暮らせる地域社会づくりのために、どんな政権においても積極的に政策提言をしていく必要があります。その活動の原点は、常に人を人として平等に人権を保障することであり、障がい者本人の視点に立つことです。

そのためには、時代の変化に敏感に、情熱と知恵とチームワークを発揮して、関係団体・関係機関はもとより、広く市民団体など地域のあらゆる人々と連携を図り、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指さなければなりません。さらに、私たち自身も若い世代のニーズをつかみ、一人ひとりの会員を大切にす組織の再構築と市民感覚を失わない努力が一層求められています。

このような情勢を踏まえ、私たちは次の事項が早急の実現されるよう、第50回九州地区手をつなぐ育成会宮崎大会の名において決議します。

## 記

- 一 障害者権利条約の批准に向けて、国内法の見直しや整備を行うとともに、障害者虐待防止法並びに障害者差別禁止法を早急に制定すること。
- 一 成年後見制度が容易に活用できるよう財政的援助策を講じること。
- 一 子育て支援と家族支援の施策を充実強化すること。
- 一 特別支援教育の理解啓発と教育現場体制を充実すること。
- 一 障がい者の就労については、就労前・就労後の支援強化と充実を図ること。
- 一 地域活動支援センター等に対する財政的支援の強化を図ること。
- 一 障がい者が安心して自立した生活が可能な所得保障を確立すること。
- 一 知的障がい当事者の意見を尊重し、施策決定への参画や主体性のある当事者活動の促進を支援すること。

平成22年8月22日

第50回九州地区手をつなぐ育成会宮崎大会